

# ハラスメントのない 快適なキャンパスに向けて

## ハラスメント防止のための講演会

**Anti-Harassment Training & Tackling with Bullying**  
For respectful workplaces and campus environment

秋田大学では、ハラスメントのない快適な教育研究環境，職場環境を確保するため，ハラスメント防止のための講演会を開催します。

どんなことがハラスメントに当たるか，どうすればこれを回避できるかや，ハラスメントに遭ったときに相談者がハラスメント対策室やハラスメント相談員に相談すると，どういう経過をたどって相談が処理されるのか等について，事例を交えて紹介します。

日時 平成23年**9月29日(木)** 午後3時～（2時間程度）

場所 秋田大学 **60周年記念ホール**

演題・講師 **「ハラスメントの危ないケース— 落とし穴にはまらないために —」**

長岐法律事務所 長岐 和行 氏（秋田大学顧問弁護士）

**「ハラスメントに遭ったとき— どうすればいいのか —」**

秋田大学学長補佐（ハラスメント担当）

秋田大学人権倫理委員会委員・ハラスメント対策室委員

佐藤 博 氏（秋田大学大学院工学資源学研究科教授）

定員 200名

※申込みは，所属部局の総務担当（医学部・病院は総務課職員担当）へ



### 講演会のポイント

一般的に，ハラスメントは発言者や行為者が悪意を持っているかどうかにかかわらず，受け手の「意に反する」言動によって，受け手が「不快」と感じ，「精神的に傷つけられた，人格が傷つけられた」と感じれば，ハラスメントに該当する可能性があります。ハラスメントが社会通念上許容される範囲を超えていれば，加害者は処分の対象となり得ます。

本講演会では，法律の専門家からは，判定基準が徐々に明確になってきたパワハラやセクハラについて，様々な事例・判例を交えて説明していただき，「ハラスメントがどういう結果に繋がるか」を浮き彫りにします。

また，佐藤学長補佐からは，ハラスメントに遭ったとき，相談者がハラスメント対策室やハラスメント相談員に相談すると，どういう経過をたどって相談が処理されるのか，相談者はどういうときに相談すればいいのかなどについて，事例を交えた紹介があります。